

家族と考える

「住まいの終活」

始めませんか？

家族や地域に迷惑  
をかけないためには、  
今の準備が大切です。

### なぜ今、話し合うべき？

不安やトラブルを回避  
するためには、家族みんなで話  
し合っ、意向を  
確認することが大切です。



# 空き家等相談会

日時 令和7年11月10日(月)

午前9時30分～12時

※1組当たりの相談時間：30分

場所 笠松中央交流センター

相談料 無料

申込方法 インターネットによる申込み

(事前予約・先着順)

※10月6日(月)午前9時より申込開始

← 申込はコチラ



空き家の利活用、家屋の相続登記などについての  
専門家による相談会です。

空き家の売買、管理や家屋の相続登記の手続き等  
で相談を希望される方は、お申し込みください。

笠松町役場 建設課

TEL : 058-388-1117

(土日祝日を除く9時～17時)

